

第156回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

福島県福島市万世町2番5号

当行本店 地下大ホール

（末尾の「第156回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

本年から、SDGsへの取り組みにより株主総会会場での本招集通知の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

議決権行使期限

2022年6月20日（月曜日）午後5時まで

福島のために

福島銀行は、地元企業の本業支援やお客さまの資産形成のお手伝いを通して、
福島の発展に貢献します。

お客さまのために

福島銀行は、お客さまが直面している課題に正面から共に向き合い、
常にお客さまの目線で、高い倫理観を持って行動します。

そして未来を育むために

福島銀行は、お客さまの幸せを将来にわたり追求できる人材の育成に尽力し、
生きがいと幸福感をもって働ける職場づくりを目指します。

▶ 目 次

■ 第156回定時株主総会招集ご通知……………	3	■ 添付書類	
■ 株主総会参考書類		第156期事業報告……………	20
第1号議案 剰余金の処分の件……………	7	第156期計算書類……………	38
第2号議案 定款一部変更の件……………	7	第156期連結計算書類……………	41
第3号議案 取締役7名選任の件……………	9	監査報告書……………	44
		■ 中期経営計画……………	49
		■ ふくぎんSDGs宣言……………	50
		■ ふくぎん10の感謝……………	51

創業100周年を迎えるにあたって

おかげさまで福島銀行は、本年11月に創業100周年を迎えます。
福島銀行は、これからも福島と共に歩んでまいります。

私たちは、本年11月に創業100周年を迎えます。

大正11年、現在のいわき市湯本町に庶民金融を旗印に掲げ、湯本信用無尽が誕生しました。当時の福島県下には、小商工業者や庶民生活を基盤とした地域金融機関はまだわずかで、それが地元経済の発展を遅らせる要因の一つでした。こうした状況を憂えた有志が集い、私たちは生まれました。

昭和初期の金融大恐慌、太平洋戦争、高度経済成長、バブル経済、バブル崩壊後の長期不況、東日本大震災などこれまでの道のりは、決して平坦なものではありませんでした。

東日本大震災から11年が経過。

私たちが暮らす福島の状況は一変しました。ふるさとが分断され、未だ帰還できない多くの県民がいます。私たちは、福島で生きること誇りを持ち、県民の皆さまと共に、福島を復興し、そして未来の福島を創生するために、一歩ずつ歩みを進めてきました。

今、私たちの社会は、コロナ禍という未曾有の災いに見舞われています。新たなウイルスとの戦いの終息は、未だ見通し難く、福島創生に向けた私たちの果たす役割は、これまでも増して大きくなっています。

私たちは、創業の理念である庶民金融、地域と共にある金融機関として、これまで支えていただいた地域のお客さま、福島の発展に、全力で取り組むことをここに誓います。

2022年5月 福島銀行

証券コード8562
2022年5月27日

株主各位

福島県福島市万世町2番5号
株式会社 福島銀行
取締役社長 加藤 容啓

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主さまにおかれましては、可能な限り同封の議決権行使書のご返送又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、2022年6月20日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1	日時	2022年6月21日（火曜日）午前10時
2	場所	福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール
3	目的事項	報告事項 1. 第156期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 2. 第156期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件

以上

インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
- なお、本招集ご通知に記載されている添付書類は、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、以下の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

当行ウェブサイト

<https://www.fukushimabank.co.jp/>

招集にあたってのご案内

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- ご来場される株主さまは、マスクの持参・着用をお願いいたします。また、会場受付にて、株主さまの検温および手指の消毒などの措置をとらせていただきます。
- 体調不良と見られる株主さまには、運営スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。
- 運営スタッフはマスク着用の上、対応させていただきます。
- 会場の座席間隔を確保するため、十分な座席を確保できず、ご入場できない場合がございます。
- ご出席される株主さまへのお土産は、接触感染のリスクを減らすため本年もとりやめさせていただきます。

以上、ご協力をお願いいたします。なお、今後の状況によりましては、対応方法等を変更する場合がございますので、ご了承くださいたくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月21日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

書面(郵送)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォンから、下記及び次頁の議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は下記及び次頁をご覧ください。

行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合 (議決権再行使の場合)

STEP 1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス

<https://www.e-sokai.jp>



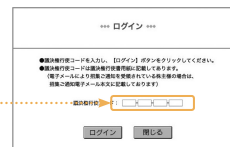
STEP 2

インターネットによる
議決権行使についてを
お読みいただき、
「次へすすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、
「次へ」をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ
遷移します。



ご確認ください!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、上記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。



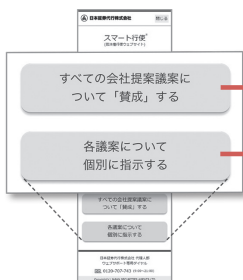
スマートフォンの場合 ※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 1



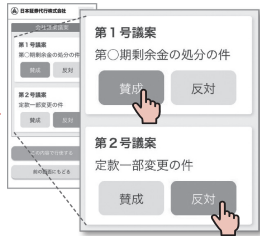
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

STEP 2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

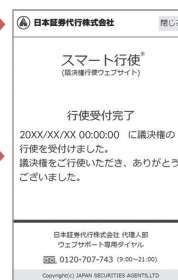
STEP 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

※上記画像はイメージです。実際の画面とは異なります。

STEP 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

【ご注意事項】

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネットによる
議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル
0120-707-743
受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第156期の期末配当金につきましては、当期利益が計画を上回り、また株主の皆さまへの負託に応えるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき5円 総額139,874,440円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会（種類株主総会を含む。次項において同じ。）については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

当行では各事業年度に対する経営責任の明確化を図るため、定款により取締役の任期を1年と定めており、現在の取締役7名は全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、その過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会において協議の上、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号			氏名	現在の当行における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	再任		(男性) かとう たかひろ 加藤 容啓	取締役社長	100% (20回/20回)
2	再任		(男性) さとう あきのり 佐藤 明則	常務取締役企画本部長	100% (20回/20回)
3	再任		(男性) さとう としひこ 佐藤 俊彦	取締役本店営業部長	95% (19回/20回)
4	再任		(男性) すずき たけのり 鈴木 岳伯	取締役郡山営業部長	100% (20回/20回)
5	再任	社外	(男性) こうけつ あきら 纈瀬 晃	取締役	100% (20回/20回)
6	再任	社外	(女性) にい ゆみこ 二瓶由美子	取締役	100% (20回/20回)
7	再任	社外	(男性) はせ がわ やすし 長谷川 靖	取締役	100% (16回/16回)

社外 …………… 社外取締役候補者

独立役員 …………… 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者

■ 生年月日

1956年12月2日生

■ 所有する当行の普通株式数

31,600株

略歴、当行における地位、担当

- 1980年 4 月 株式会社東邦銀行入行
- 2000年 3 月 郡山東支店長
- 2003年10月 須賀川支店長
- 2006年 6 月 市場金融部長
- 2007年 6 月 総合企画部長
- 2008年 6 月 取締役総合企画部長
- 2009年 6 月 常務取締役
- 2012年 6 月 常務取締役（代表取締役）
- 2013年 6 月 専務取締役（代表取締役）
- 2015年 6 月 取締役退任
福島商事株式会社取締役会長
- 2015年 8 月 とうほう証券株式会社代表取締役社長
- 2018年 5 月 福島商事株式会社取締役会長退任
とうほう証券株式会社代表取締役社長退任
- 2018年 6 月 当行顧問
- 2018年 6 月 取締役社長（代表取締役）（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

地方銀行において、枢要営業店長や企画部門等の要職を歴任した後、代表取締役として経営の中枢を経験し、また、同行の系列証券会社では、代表取締役社長を務めるなど豊富な経験を有しております。2018年6月から当行取締役社長を務め、経営トップとして、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

さとう
佐藤

あきのり
明則

再任

■ 生年月日

1956年4月19日生

■ 所有する当行の普通株式数

19,400株

略歴、当行における地位、担当

1980年4月 当行入行

2000年3月 平東支店長

2001年6月 棚倉支店長

2002年5月 経営企画部広報課長

2003年5月 本店営業部法人営業部長

2005年4月 本店営業部法人渉外部長

2005年10月 相馬支店長

2007年7月 二本松支店長

2009年7月 会津支店長

2012年6月 平支店長

2014年6月 執行役員企画本部長

2015年6月 取締役企画本部長

2019年6月 常務取締役企画本部長(代表取締役)(現在に至る)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、企画部門の執行役員や取締役として営業や支店運営業務、企画統括本部長としてリスク管理部門や人事部門業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年6月から取締役に務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

3

さとう
佐藤

としひこ
俊彦

再任

■ 生年月日

1968年7月30日生

■ 所有する当行の普通株式数

7,900株

略歴、当行における地位、担当

1991年4月 当行入行

2008年10月 法人営業チーム企業支援室長

2010年4月 企業支援室主任調査役

2011年3月 再生支援室長

2013年4月 与信管理室長

2015年8月 与信統括部長

2016年6月 執行役員審査部長兼与信統括部長

2018年6月 取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長

2019年6月 取締役本店営業部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の審査部門や与信統括部門の執行役員として、債権管理や事業再生支援部門業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2018年6月から取締役に務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

すずき
鈴木

たけのり
岳伯

再任

■ 生年月日

1966年6月17日生

■ 所有する当行の普通株式数

6,200株

略歴、当行における地位、担当

1992年4月 当行入行

2009年10月 荒井支店長

2011年6月 郡山営業部副部長

2014年4月 組織開発室長

2015年8月 組織開発部長

2017年4月 平支店長

2018年6月 執行役員営業副本部長兼営業企画部長

2020年6月 取締役郡山営業部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、執行役員として営業、支店運営や企画業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年6月から取締役に務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1952年4月21日生

■ 所有する当行の普通株式数

11,900株

略歴、当行における地位、担当

1976年4月 株式会社博報堂入社

1995年12月 同社営業部長

1999年12月 同社営業局長代理

2002年6月 株式会社福島博報堂代表取締役社長

その後、株式会社盛岡博報堂、株式会社秋田博報堂、株式会社福島博報堂及び株式会社仙台博報堂の代表取締役社長並びに株式会社青森博報堂の取締役を歴任

2012年7月 株式会社東北博報堂顧問

2013年3月 同社顧問を退任

2013年4月 国立大学法人山形大学客員教授（2019年3月まで）

2013年6月 当行取締役（現在に至る）

2020年4月 国立大学法人山形大学非常勤理事（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり株式会社博報堂の地域子会社の社長を4社務めるなど企業経営についての豊富な経験と、大学客員教授（技術者倫理担当）として、組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識を有しております。また、2013年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き専門的知識を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。

■ 生年月日

1950年8月31日生

■ 所有する当行の普通株式数

9,900株

略歴、当行における地位、担当

2000年4月 桜の聖母短期大学専任講師

2004年4月 福島県男女共同参画審議会会長（2015年2月まで）

2006年4月 桜の聖母短期大学准教授

2013年4月 桜の聖母短期大学教授

（日本国憲法、法学、労働法制と人権、国際平和論などを講義するとともに、ボランティアセンター長、キャリア教養学科長、図書館情報センター長などを歴任）

2013年10月 福島地方労働審議会委員（2016年6月まで）

2016年3月 桜の聖母短期大学退職

2016年6月 当行取締役（現在に至る）

2017年4月 福島大学行政政策学類非常勤講師（現在に至る）

2019年6月 福島県立医科大学臨床研究審査委員会委員（現在に至る）

2021年11月 福島県立医科大学臨床手術手技研修等専門委員会委員（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法律学、ジェンダー論等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を有しております。また、2016年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き専門的知識を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 生年月日

1962年2月22日生

■ 所有する当行の普通株式数

800株

略歴、当行における地位、担当

1984年4月 大蔵省（現財務省）入省
 2007年7月 金融庁監督局銀行第2課長
 2008年7月 金融庁監督局保険課長
 2010年7月 金融庁監督局総務課長
 2012年7月 金融庁総務企画局企画課長
 2014年7月 財務省福岡財務支局長
 2015年7月 金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当）
 2016年7月 財務省東海財務局長
 2017年6月 株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当）
 2019年6月 財務省退官
 2019年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問
 2020年4月 SBIホールディングス株式会社入社
 2020年8月 地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現在に至る）
 2021年6月 当行取締役（現在に至る）
 2021年6月 株式会社じもとホールディングス社外取締役（現在に至る）
 2022年2月 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長
 株式会社じもとホールディングス社外取締役
 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大蔵省（現財務省）に入省し、金融庁監督局銀行第2課長、金融庁総務企画局審議官、財務省東海財務局長などを歴任し、また、民間企業の顧問や取締役として企業経営に携わるなど、金融行政、企業経営に対する幅広い高度な知識と経験を有しております。また、2021年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き専門的知識を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外取締役候補者額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担する契約を締結しております。3氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と3氏の間で、当該契約を継続する予定であります。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、額瀬晃、二瓶由美子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、本総会において両氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 額瀬晃氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年、二瓶由美子氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年、長谷川靖氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は当行の親会社等ではなく、また過去10年間に当行の親会社等であったことはありません。
8. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去10年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
9. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以 上

(ご参考)

株主総会後の取締役のスキルマトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の構成は以下のとおりとなる予定です。

【社内取締役】

氏名	現在の地位	経営戦略	企画	人事労務	営業	審査
加藤 容啓	取締役社長	●	●	●	●	●
佐藤 明則	常務取締役	●	●	●	●	●
佐藤 俊彦	取締役		●		●	●
鈴木 岳伯	取締役			●	●	●

【社外取締役】

氏名	企業経営	マーケティング	法務	行政	ダイバーシティ
瀬瀬 晃	●	●			
二瓶由美子			●		●
長谷川 靖			●	●	

(注) 上記一覧表は、取締役が有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近において、以下の各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものとしたします。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
2. 当行の主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
4. 当行から一定額超の寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者および二親等以内の親族。
 - (1) 上記1. から5. に該当する者。
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者。
7. その他、当行の一般株主との間で上記1. から6. までで考慮されている事由以外で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者。

【各種定義】

- *「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- *「当行を主要な取引先とする者」とは
 - ・通常取引：直近事業年度における年間連結総売上高に占める当行の割合が2%以上の取引先。
 - ・融資取引：当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が重大な影響をあたえる取引先。
- *「当行の主要な取引先とする者」とは
 - ・融資取引：当行の総資産の1%以上の貸付を行っている主要な取引先。
 - ・預金取引：当行の総預金の1%以上の預金を受けている主要な取引先。
- *「多額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金額。
- *「一定額超」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額。
- *「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- *「重要」とは、役員・部長クラスの者をいう。

添付書類

第156期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）**事業報告****1. 当行の現況に関する事項****(1) 事業の経過及び成果等****(主要な事業内容)**

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客様に金融商品・サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化する中、ワクチン接種の広がりなどによって個人消費や企業活動の一部で持ち直しの動きが見られたものの、変異株による感染急拡大の終息の見通しが立っておらず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、一部で持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、福島県沖地震の影響もあり、持ち直しの動きが鈍化しております。

(事業の経過及び成果)

こうした金融経済環境のなか、当行は2021年度より中期経営計画「ふくぎん福島創生プロジェクト」(2021年4月～2024年3月)をスタートさせました。中期経営計画では、目指すべき銀行像を実現するために、以下の行動指針を定めて取り組んでまいりました。

<行動指針>

- ①お客さまの本業を徹底的に伴走支援します。
- ②お客さまの生活を支援し、最適な資産形成をサポートします。
- ③DX化の推進により、お客さまに新たなサービスを提供するとともに、業務の効率化・高度化、経費の削減を推進します。
- ④ESG・SDGsに資する活動を実施し、よりよい環境と暮らしやすい社会づくりに貢献します。
- ⑤経営基盤(経営資源の配置・人事育成・働きがいのある職場)を再構築し、収益力の強化を図ります。

○法人のお客さまへの本業支援サービスとして、販路開拓・ビジネスマッチングなど課題解決をサポートするため、ふくぎんビジネスマッチングシステム「ふくぎんBMS」の提供を2021年9月より開始いたしました。お客さまのビジネスマッチングニーズや事業課題を登録・データベース化することにより、多くのお客さまに案件情報を配信し、より成約精度の高いビジネスマッチングを実現しております。

○個人のお客さまに対しては、多重債務に苦しむお客さまや廃業を希望されるお客さまとの対話を重ね債務を取りまとめるなど生活再建を応援するため、個人とりまとめ融資に取り組んでおります。

○DX化の推進については、社内にDX委員会を立ち上げ、目的ごとに3つのグループを設置いたしました。お客さまの利便性の向上に資する次期システムの更改、ビッグデータの活用による営業の高度化、PC1人1台化に伴う業務改革・業務効率化に取り組んでおります。

- ESG・SDGsに関する取り組みとして、2021年12月に「ふくぎんSDGs宣言」を制定いたしました。2021年度は地域社会の一員として、地域イベントのお手伝いや商店街・駅前等の清掃活動など幅広く参加し、地域に根差した社会貢献活動を継続的に行っております。また、社員が集めたベルマークを取り纏めてベルマーク教育助成財団へ寄贈を行っております。これらの活動の参加者は延べ1,213名でした。第10回障がい者施設製品大展示即売会においては、今年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「カタログ販売」で実施し、大変多くのお客さま・お取引先にご購入いただきましたおかげで、総額514万円の過去最高の売上高となりました。
- 経営基盤を再構築するための人材育成の強化については、地域のお客さまの資産形成や本業支援などについて適切なアドバイスの出来る専門分野の知識を持つ社員の育成に取り組んでおります。

このような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の預金（譲渡性預金を含む）は、法人預金等の増加により前期末比12,768百万円増加し、775,992百万円となりました。

貸出金は、住宅ローン等の増加により前期末比9,704百万円増加し、572,650百万円となりました。

有価証券は、社債及び地方債の増加により前期末比10,533百万円増加し、156,043百万円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金が減少したことにより前期比401百万円減少し、10,704百万円となりました。

経常費用は、国債等債券償還損、株式等売却損及び株式等償却が減少したことにより前期比2,887百万円減少し、9,976百万円となりました。

以上により、経常利益は、前期比2,486百万円増加し、727百万円となりました。また、当期純利益は、前期比2,569百万円増加し、826百万円となりました。

(対処すべき課題)

2022年1月20日にSBI地方創生サービシーズ株式会社が提供する「地域金融機関向けのクラウドベースの勘定系システム」を採用することを公表いたしました。本システムは、SBI地方創生サービシーズ株式会社が、SBIホールディングス株式会社とフューチャーアーキテクト株式会社との業務提携に関する基本合意に基づき、共同で開発を進めているものです。アマゾンウェブサービス (AWS) 上で設計・構築され高い拡張性を実現するほか、オープンAPIを通してアクセスチャネルの多様化を可能にし、機能の新規・追加開発が低コストかつ短期間で実現可能であるなど、デジタルトランスフォーメーション (DX) と業務改革を実現しつつ、持続的に進化し続けることが可能なシステムを目指しております。

当行は、中期経営計画「ふくぎん 福島創生プロジェクト」の主要施策の一つとして「DX化の推進」を掲げており、本システムへの更改により業務改革・効率化を更に加速させ、お客さまには利便性の高い、最新の金融商品・サービス等のご提供を実現いたします。

なお、本システムは2024年中の稼働を予定しております。

当行は、2022年11月27日に創業100周年を迎えます。当行の経営理念である「福島のために」「お客さまのために」「そして未来を育むために」をテーマとして、お客さまへの感謝の気持ちを込めて記念事業を実施いたします。

株主の皆様におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	728,539	718,167	763,123	775,492
定期性預金	332,988	327,397	324,863	322,481
その他	395,551	390,770	438,260	453,010
貸 出 金	505,977	532,479	562,945	572,650
個人向け	183,413	195,942	205,880	216,782
中小企業向け	176,658	201,101	237,852	242,517
その他	145,906	135,436	119,213	113,351
商品有価証券	133	122	167	142
有 価 証 券	137,210	120,136	145,509	156,043
国 債	34,362	12,472	23,196	25,648
その他	102,847	107,664	122,313	130,394
総 資 産	764,855	752,326	822,331	839,214
内 国 為 替 取 扱 高	1,820,197	1,910,588	1,825,376	1,715,092
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 26	百万ドル 31	百万ドル 14	百万ドル 12
経 常 利 益 又は 経 常 損 失 (△)	294	404	△1,758	727
当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失 (△)	330	350	△1,743	826
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	14円38銭	14円72銭	△62円31銭	29円53銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、当期純利益又は当期純損失(△)を期中の平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	12,823	13,475	13,314	13,179
経常利益 又は経常損失(△)	519	494	△1,725	794
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	521	409	△1,724	826
包括利益	△1,375	△2,136	2,607	△2,270
純資産額	28,224	27,151	29,644	27,354
総資産	768,379	755,605	825,751	842,245

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	476人
平均年齢	42年5月
平均勤続年数	17年10月
平均給与月額	344千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当 年 度 末	
福	島	県	50店	うち出張所 (5)
宮	城	県	1	(0)
栃	木	県	1	(0)
茨	城	県	1	(0)
埼	玉	県	1	(0)
合	計		54	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、S P福島、S P郡山、ローンプラザいわき、東京事務所（埼玉県さいたま市）及び店舗外現金自動設備58カ所を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備を4カ所廃止いたしました。

ヨークベニマル吉倉店出張所 (福島市吉倉)

ヨークベニマル飯寺店出張所 (会津若松市門田町)

サンレディ出張所 (福島市飯坂町)

COOP マートあだたら店出張所 (二本松市油井)

二. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	338
---------	-----

- ロ. 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 ふくぎん リース &クレジット	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務、 クレジット カード業務、 信用保証業務	20百万円	100.00%	—
株式会社 東北 バンキング システムズ	山形県山形市松波 四丁目1番15号	コンピューター 関連業務	25百万円	65.83%	—
福活ファンド 投資事業 有限責任組合	福島県福島市 万世町2番5号	投資業務	538百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の子会社等3社を連結対象子会社としており、当期の連結経常利益は794百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は826百万円となりました。
4. 株式会社ふくぎんリースと株式会社福島カードサービスは、2021年4月1日付で合併（存続会社：株式会社福島カードサービス）し、商号を株式会社ふくぎんリース&クレジットに変更しました。これにより、当行の子会社等は4社から3社に減少しております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
加藤 容 啓	取 締 役 社 長 (代表取締役)	—	—
佐藤 明 則	常 務 取 締 役 長 (代表取締役) 企 画 本 部 長	—	—
佐藤 俊 彦	取 締 役 長 本 店 営 業 部 長	—	—
鈴木 岳 伯	取 締 役 長 郡 山 営 業 部 長	—	—
額 額 晃	取 締 役 (社外取締役)	—	—
二 瓶 由美子	取 締 役 (社外取締役)	—	—
長谷川 靖	取 締 役 (社外取締役)	地方創生パートナーズ株式会社 執行役員事務局長 株式会社じもとホールディングス 社外取締役 SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役	—
箭 内 貴 志	常 勤 監 査 役	—	—
新 開 文 雄	監 査 役 (社外監査役)	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士	—
鈴木 和 郎	監 査 役 (社外監査役)	鈴木和郎公認会計士事務所所長 アレンザホールディングス株式会社 取締役監査等委員	財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(当年度中に退任した役員)			
五 味 廣 文	取 締 役 (社外取締役) (2021年6月22日退任)		
稲 村 修	常 勤 監 査 役 (2021年6月22日退任)		

(注) 当行は、額額晃、二瓶由美子、新開文雄及び鈴木和郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
宮下 恵洋	常務執行役員 営業本部長	—	—
横山 利幸	執行役員 業務本部長	—	—
渡辺 敦雄	執行役員 事務本部長	—	—
草野 真之	執行役員 平支店長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	年83百万円 (17百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	年21百万円 (7百万円)
合計	12名	年104百万円

(注) 上記支給人数と報酬等の支給額には、2021年6月22日開催の第155回定時株主総会の日をもって退任した社外取締役1名、常勤監査役1名が含まれております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

○方針の決定の方法

当行は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当行の取締役の報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブが機能するものとしており、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職務と責任および実績を踏まえることとしております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、当行の現状に鑑み固定報酬としての基本報酬のみとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬としております。

○方針の内容の概要

基本報酬の個人別の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他行水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

○取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定内容及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額2,250万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

当行監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額700万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当行取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 長谷川 靖	地方創生パートナーズ株式会社 執行役員事務局長 株式会社じもとホールディングス 社外取締役 SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役
監査役 新開 文雄	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士
監査役 鈴木 和郎	鈴木和郎公認会計士事務所所長 アレンザホールディングス株式会社 取締役監査等委員

(注) 社外役員の兼職先と当行の間には特別の利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 瀬藤 晃	8年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に事業会社の元経営者としての豊富な経験と組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識からの発言を期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
取締役 二瓶由美子	5年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に法律学やジェンダー論等の専門知識に加え、数多くの公職を歴任した幅広く高度な見地から当行の経営への助言や業務執行に対する適切な監督やアドバイスを期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 長谷川 靖	9ヵ月	就任後に開催した取締役会16回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、金融行政や企業経営に対する幅広い高度な知識や経験を活かし、当行の経営への指導や助言を期待し、それに対して積極的に行っていたできました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
監査役 新開 文雄	10年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席、監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 鈴木 和郎	1年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席、監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に公認会計士としての専門的な知識や経験から、当行の監査に対する発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の子会社からの報酬等
報酬等の合計	6名	25	—

(注) 支給人数6名の内訳は、社外取締役4名及び社外監査役2名であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	90,000千株
A種優先株式	90,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	28,000千株（自己株式25,112株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式	13,254名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
S B I 地銀ホールディングス株式会社	5,000千株	17.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,595	9.27
技研ホールディングス株式会社	1,399	5.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,313	4.69
福島銀行従業員持株会	733	2.62
松井証券株式会社	729	2.60
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	708	2.53
株式会社アラジン	538	1.92
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	407	1.45
株式会社東邦銀行	206	0.73

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 墨岡 俊治 指定有限責任社員 石坂 武嗣	56	—

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は57百万円であります。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第156期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,682	555	1,228	1,783	436	3,500	2,391	6,327
当期変動額								
当期純利益							826	826
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							3	3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	829	829
当期末残高	18,682	555	1,228	1,783	436	3,500	3,220	7,156

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△19	26,774	226	720	946	27,721
当期変動額						
当期純利益		826				826
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		3		△3	△3	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△3,125	—	△3,125	△3,125
当期変動額合計	△0	829	△3,125	△3	△3,128	△2,299
当期末残高	△19	27,603	△2,898	717	△2,181	25,421

第156期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	90,605	預渡性預金	774,779
商品有価証券	142	借用金	500
銭の信託	1,009	外国為替	35,592
有価証券	155,288	その他負債	27
貸出金	569,815	賞与引当金	2,557
外国為替	228	退職給付に係る負債	173
リース債権及びリース投資資産	5,088	睡眠預金払戻損失引当金	112
その他資産	14,960	利息返還損失引当金	114
有形固定資産	9,455	繰延税金負債	3
建物	3,445	繰延税金負債	38
土地	5,469	再評価に係る繰延税金負債	641
その他の有形固定資産	540	支払承諾	351
無形固定資産	277	負債の部合計	814,891
ソフトウェア	158	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	118	資本	18,682
繰延税金資産	334	資本剰余金	1,802
支払承諾見返	351	利益剰余金	8,994
貸倒引当金	△ 5,311	自己株式	△ 19
		株主資本合計	29,459
		その他有価証券評価差額金	△ 2,905
		土地再評価差額金	717
		退職給付に係る調整累計額	△ 48
		その他の包括利益累計額合計	△ 2,236
		非支配株主持分	131
		純資産の部合計	27,354
資産の部合計	842,245	負債及び純資産の部合計	842,245

第156期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,682	1,802	8,182	△19	28,648
会計方針の変更による累積的影響額			△18		△18
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,682	1,802	8,164	△19	28,629
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益			826		826
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			3		3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	830	△0	830
当期末残高	18,682	1,802	8,994	△19	29,459

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	226	720	△76	870	125	29,644
会計方針の変更による累積的影響額						△18
会計方針の変更を反映した当期首残高	226	720	△76	870	125	29,626
当期変動額						
剰余金の配当					△0	△0
親会社株主に帰属する当期純利益						826
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩		△3		△3		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,131	—	27	△3,104	6	△3,097
当期変動額合計	△3,131	△3	27	△3,107	5	△2,271
当期末残高	△2,905	717	△48	△2,236	131	27,354

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 墨 岡 俊 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 墨 岡 俊 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 坂 武 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役 箭 内 貴 志 ㊟
 監 査 役 新 開 文 雄 ㊟
 監 査 役 鈴 木 和 郎 ㊟

(注) 監査役新開文雄及び監査役鈴木和郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

中期経営計画

ふくぎん 福島創生プロジェクト

(2021年4月1日～2024年3月31日)

行動指針

1. お客様の本業を徹底的に伴走支援します。
2. お客様の生活を支援し、最適な資産形成をサポートします。
3. DX化の推進により、お客様に新たなサービスを提供するとともに、業務の効率化・高度化、経費の削減を推進します。
4. ESG・SDGsに資する活動を実施し、よりよい環境と暮らしやすい社会づくりに貢献します。
5. 経営基盤(経営資源の配置・人材育成・働きがいのある職場)を再構築し、収益力の強化を図ります。

主要施策

- | | | | |
|-------------------------------|--|------------------|--|
| 1. 本業支援 | 経営改善計画書を共に策定するなど、お客様の課題解決や本業支援に向け伴走支援し、コンサルティング機能を強化します。 | 3. DX化の推進 | お客様利便性の向上に資する次期システムの更改、ビッグデータの活用による営業の高度化、PC1人1台化による業務改革・業務効率化、働き方改革のためにDX化を推進します。 |
| 2. 個人
取りまとめ
融資 | 多重債務に苦しむお客様や廃業を希望されるお客様との対話を重ね、債務を取りまとめるなど生活再建を応援します。 | 4. 人材育成 | 本業支援に強い社員、事業承継・M&Aなど専門分野の知識を持つ社員の育成を図ります。 |

数値目標

(2023年度)

本業収益

10億円



OHR

4%改善



事業性融資先

6,000先



(2020年3月期OHR実績
83.91%対比)

詳細は、当行ホームページを参照ください。
<https://www.fukushimabank.co.jp/ir/index.html>

ふくぎんSDGs宣言

福島銀行は、「ふくぎんSDGs宣言」を制定し、社会の課題、経済の課題、自然環境の課題などについて積極的に取り組み、事業活動を通して、地域経済・地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

■ 社会の課題への対応

- 全社員参加型ボランティア活動の継続
- 寄付型融資・寄付型私募債の取り扱い
- 障がい者施設製品の販売促進
- 福島の子ども応援助成金の支給
- 社員が業務と子育てを両立できる環境を提供する取り組みである「イクボス宣言」の実施



■ 自然環境の課題への対応

- 再生可能エネルギー関連融資への積極的な取り組み
- サステナブル関連融資への取り組み
- DX化の推進によるペーパーレス化など環境負担の軽減
- 公益信託福島銀行ふるさと自然環境基金の継続



■ 経済の課題への対応

- お客さまの本業を徹底的に伴走支援
- SDGsに資する商品・サービスの提供
- お客さまの生活を支援し、最適な資産形成をサポート
- 地域事業や行政と連携した地域経済への貢献



■ 全員参加のSDGs活動

- 営業店や部署ごとにSDGsの目標を掲げ、私たちが暮らす地域のよりよい環境と暮らしやすい社会づくりに貢献します。

詳細は、当行ホームページを参照ください。
<https://www.fukushimabank.co.jp/ir/index.html>

100周年記念 ふくぎん10の感謝

福島銀行は、本年11月27日に創業100周年を迎えます。

これは、お客さま、株主さまをはじめ、当行に関わって頂いた多くの方のご支援、ご協力の賜物です。

そこで、皆さまへの感謝の気持ちをこめて、3年間にわたり「100周年記念、ふくぎん10の感謝」を実施します。

福島のために

1 本業支援100の課題解決

「ふくぎんビジネスマッチングシステム (BMS)」実施

2 「ふくぎんSDGs宣言」の制定

社会の課題、経済の課題、自然環境の課題などについて積極的に取り組み、地域経済・地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

3 「障がい者施設製品大展示即売会」の開催

2012年から開催している当即売会の販売活動を応援します。

4 「公益信託福島銀行ふるさと自然環境基金」拡大版実施

福島県内の自然環境保全を図り、自然と人間の調和のとれた社会づくりに貢献することを目的に、環境保護に取り組む団体へ助成します。

お客さまのために

5 ご融資を通してESG・SDGsに資する取組みを行っている団体や個人へ寄付

「ふくぎんESGかんしゃ絆ローン」募集額100億円達成後、環境問題や社会問題に取り組む団体などへ寄付します。

6 福島県産品などが当たるくじ付き定期預金を通して福祉関連団体などへ寄付

ふくしま応援定期預金「わくわくくら」の残高に応じて、県内の福祉関連団体などへ寄付します。

7 お客さま利便性の高いホームページリニューアル

福島銀行のホームページをより分かりやすく、より使いやすくリニューアルします。

そして未来を育むために

8 福島の子ども応援新助成金の制定

子どもの学びや遊びなどを支援する団体を対象とした新たな助成金を制定します。

9 100周年記念講演会「福島の未来」開催

福島県内の4会場で福島の経済に資する記念講演会を実施します。

10 「ふくぎん100年のありがとう物語」発行

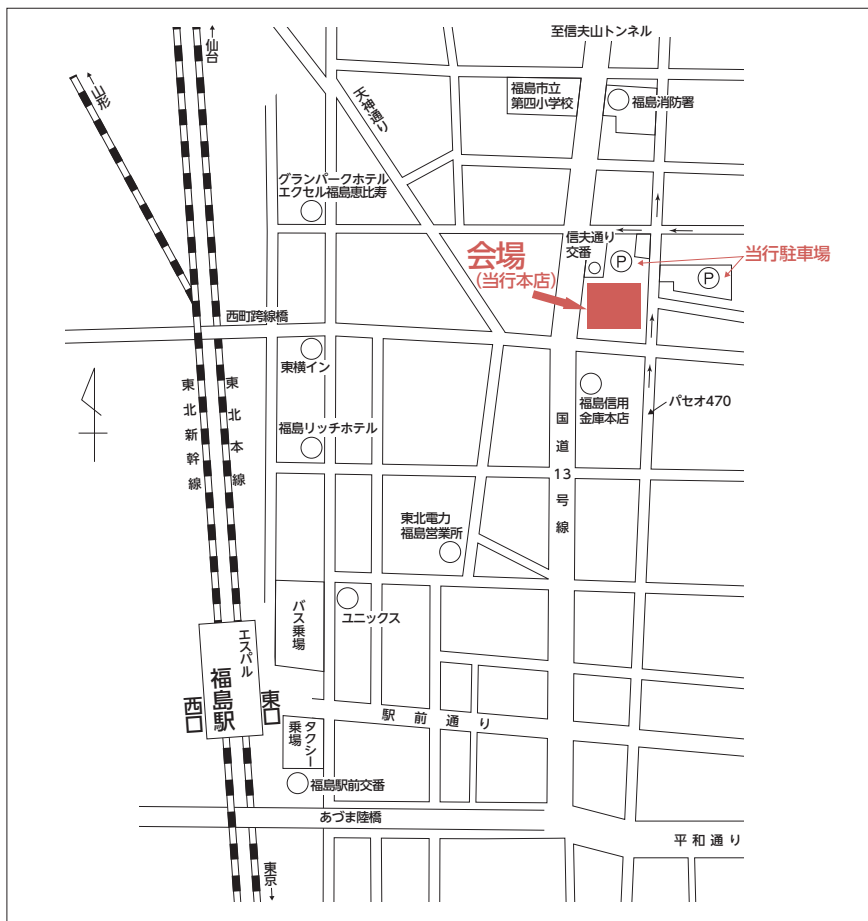
お客さまとの100年の関わりを通して受け取った「ありがとう」を一冊にまとめ、感謝の思いを胸にさらなるサービスの向上を実現します。

詳細は、当行ホームページを参照ください。
<https://www.fukushimabank.co.jp/ir/index.html>

第156回定時株主総会会場ご案内図

福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール

電話(024)525-2525(代表)



(注) ←印は会場付近の一方通行路です。

第156回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「8. 業務の適正を確保する体制及び当該
体制の運用状況」

個別注記表

連結注記表

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

株式会社 福島銀行

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

株式会社福島銀行の取締役会は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、以下のとおり定めております。

○「内部統制システムの基本方針」

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款および当行の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定め、対外的に公表する。
- (ロ) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための牽制機能として、少なくとも2名以上の当行と利害関係を有しない社外監査役を置く。
- (ハ) 法令および定款の遵守を確保するため、コンプライアンスに関する重要な事項は取締役会にて協議する。
- (ニ) 取締役を含め、全行的な法令および定款の遵守に関する企画立案、教育指導などを担当するコンプライアンス総括部署を総合企画部に設置する。
- (ホ) 法令および定款の遵守に関する規程を整備する。この規程は、取締役会で定める基本方針に沿ってコンプライアンス総括部署が策定し、取締役会に報告する。
- (ヘ) 法令および定款の遵守について、取締役は監査役および外部の監査法人と常に情報と問題意識の共有、意見の交換に努める。
- (ト) 取締役の法令および定款の遵守について、市場や世間のチェック機能が働くよう取締役は常に経営の透明性を高めるよう努力する。
- (チ) 取締役会は、行動規範に反社会的勢力との関係を遮断し不当要求等に毅然として対応することを定める。また、反社会的勢力と対応する総括部署を明確にするとともに、問題発生時の具体的対応を示す行動指針やマニュアルを整備し、警察等の関係機関と連携していく。
- (リ) コンプライアンス総括部署はコンプライアンス基本方針に沿った規程・マニュアルを作成し、全取締役・使用人に配布するほか、毎年コンプライアンス・プログラムを策定する。その徹底を期すため各本部および各営業店にコンプライアンス・オフィサーを置く。
- (ル) 本部各部署および各営業店は毎月コンプライアンス勉強会を実施する。コンプライアンス総括部署は定期的にチェックリストにより全使用人の理解の確認などコンプライアンスの実態・実情のモニタリングを行う。
- (レ) 内部監査担当部署は本部および営業店の監査結果を取締役会および監査役会に報告する。
- (ヲ) 営業店の業績表彰に当たり、コンプライアンスに大きな問題があると認められた営業店は、表彰対象から外すこととする。
- (ワ) コンプライアンス総括部署に、コンプライアンスに関する報告や相談を電話、電子メール等で気軽に行える内部通報の仕組みを設ける。
- (カ) コンプライアンス上重大な違反をした使用人に対しては、取締役会が懲戒処分を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うため、取締役会において文書管理規程を制定し、当該規程に基づき次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
- ①株主総会議事録
 - ②取締役会議事録
 - ③取締役会で定めた意思決定機関の開催記録
 - ④稟議書及び取締役を最終決裁権者とする各種申請書
 - ⑤取締役が当事者となる契約書
 - ⑥会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - ⑦法令に基づき金融庁、財務局、税務署その他官公庁に提出した書類の写
 - ⑧日本銀行、全国銀行協会、第二地方銀行協会、証券取引所に提出した書類の写
 - ⑨その他文書管理規程に定める文書
- (ロ) 前項各号に定める文書の保存期間は、文書管理規程の定めによる。
- (ハ) 保存場所については文書管理規程に定めるところによるが、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2銀行営業日以内に本店において閲覧が可能である方法で保管する。
- (ニ) 第1項の文書管理規程の改廃には、取締役会の承認を要する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。
- (ロ) 本部各部署および営業店はそれぞれが担当する業務に伴うリスクの管理を担当する。同時に、当行全体としてのリスクの横断的な管理、リスク管理の企画立案、行内各部署への指導などを担当する総括部署を総合企画部に設置する。
- (ハ) リスク管理に関する規程を整備する。この規程は、取締役会で定める基本方針に沿って、各リスクを管理する所管部署が立案し、担当本部長が決定する。
- (ニ) 本部および営業店のリスク管理の実態を把握するため、内部監査担当部署を設置する。内部監査の基本方針は取締役会で定める。内部監査担当部署は、監査結果を取締役会および監査役会に報告する。
- (ホ) 内部監査担当部署が行う監査については、正当な理由がない限り、取締役を含め何人も口出しできないものとし、その独立性を確保する。本部各部署および営業店は監査結果を活用しリスク管理の向上に努める。
- (ヘ) 外部の監査法人が行う本部および営業店のリスク管理に関する調査については全面的に協力するものとする。
- (ト) 災害等非常時の基本的な対応方針、対応の体制等の重要事項について定めた非常時対策マニュアル等に基づき非常時においても適切に対処する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会は業務執行の基本方針の決定と業務の監督に専念し、細部の方針の策定や個別業務の決定については取締役会が意思決定機関として設置した各種委員会および各業務の担当本部長の判断に極力委ねる。
- (ロ) 取締役は職務の執行権限を可能な限り本部各部署および各営業店の責任者に委譲し、取締役本来の職務に専念出来るよう努める。
- (ハ) 取締役とは別に、業務の執行を専担する執行役員を導入する。執行役員は取締役会が任命する。執行役員は必要に応じ取締役会に出席する。
- (ニ) 取締役および執行役員は業務上必要最小限の人数に抑制する。
- (ホ) 取締役および執行役員の任期は1年とする。
- (ヘ) 業務執行上の情報と問題意識の共有を図るとともに、互いに知恵を出し合うため、取締役会とは別に社長および本部長が日常的に相談できる場を用意する。
- (ト) 取締役の職務の執行が効率的に行われているかどうか外部からも確認できるよう、経営計画や経営目標の対外開示など経営の透明性を高める。

ホ. 次に掲げる体制その他の当行及び当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ①グループ会社管理規程にてグループ会社が当行の事前了解を得る事項および報告する事項を定め、当行はグループ会社を独立した会社として自主性を保つように配慮しながら、適切な指導・管理を行なう。
 - ②当行は、当行の取締役および当行子会社の取締役が出席するグループ会議を半期毎に開催し、当行子会社の業務執行状況の報告を義務づける。
 - ③当行に子会社の管理を担当する部署を総合企画部に設ける。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当行グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、当行取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程等に基づき、リスク管理を行う。
 - ②当行は、不測の事態や危機の発生時に当行グループの事業の継続を図るため、各子会社の定める「業務継続計画（BCP）」等に基づき、各子会社に適切に対処させる。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ①子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正に行なえるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ②子会社には当行から取締役または監査役を派遣する。
- (ニ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①子会社にコンプライアンス担当者を配置する。
 - ②子会社は、当行の内部監査の対象とする。
 - ③当行グループ役員が当行コンプライアンス統括部署または外部の弁護士に対して直接通報を行なうことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。

ヘ. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

- (イ) 監査役を補助するため、内部監査担当部署に監査役会事務局を設置する。
- (ロ) 監査役会事務局には事務局長および担当を置き、当該使用人は監査役の指示に従い、その職務を行う。

ト. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (イ) 監査役を補助する使用人がその職務を行うにあたっては、監査役以外からの指揮命令を受けない。
- (ロ) 上記の補助する使用人の異動、人事評価および懲戒等については、監査役の同意を得る。

チ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- (イ) 取締役および使用人は、当行または子会社に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。
- (ロ) 当行の取締役および使用人は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行なう。

リ. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- (イ) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行または子会社に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当行の監査役に報告を行う。
- (ロ) 子会社の取締役、監査役および使用人は、職務の執行状況等について、当行の監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行なう。
- (ハ) コンプライアンス・ホットラインにより当行の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役および使用人から法令等の違反行為の報告を受けたときは、当行のコンプライアンス担当部署は、報告内容に応じた事実関係の確認を行い、その調査結果を速やかに当行の監査役に報告する。

ヌ. 前2条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (イ) 前2条の報告をした者、調査に協力した者及び被報告者のプライバシーを保護する。
- (ロ) 前2条の報告をしたことを理由とした、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

ル. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役職務の執行について生じたものでないと認められる場合を除き、これに応じる。

ヲ. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、必要に応じ取締役社長、外部の監査法人とそれぞれ当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる。
- (ロ) 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会の同意を得なければならない。
- (ハ) 監査役は、危機管理委員会その他重要な会議に出席し、意見を述べるることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

- 当行は、福島銀行の役職員（役員、社員、準社員）が常日頃心掛けるべき最低限の行動規範として「福島銀行役職員の行動規範」を定め、月2回開催するコンプライアンス勉強会のうち1回は「福島銀行役職員の行動規範」を全員で読み合わせることにし、認識強化に努めております。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実および講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。

- 内部通報体制については、社内通報規程を定め、社内通報窓口をコンプライアンス担当部署に、社外通報窓口を顧問弁護士事務所に設置しております。通報内容に違法性および問題が認められた場合は、直ちにコンプライアンス担当役員に報告し、また、必要に応じてその事実・調査結果等について、取締役会および監督当局まで報告する体制になっております。

通報者のプライバシーには十分配慮した対応を行い、通報を行なったことを原因とした人事上のほか、いかなる報復、不利益行為も起こさせない仕組みとしております。

②リスク管理体制

- 当行が定めるリスク管理規程に基づき、統合リスク量を四半期毎に取締役会に報告しております。
- 監査部は、内部監査計画に基づき、当行本支店、本部各部門および関連会社の監査を実施し、監査結果については取締役会および監査役会へ報告を行っております。

③監査役監査の実効性確保の体制

- 取締役社長と監査役全員が出席する定期的会合を年2回開催し、重要な課題について意見交換を行っています。

また、取締役社長と常勤監査役も必要に応じ意見交換を行っています。

- 常勤監査役は、取締役会のほか、ALM委員会、審査委員会等の重要な会議に出席し、監査の実効性を高めております。また、グループ会議には、監査役全員が出席し、子会社の役員から重要事項の報告を受けています。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正として、直近の貸倒実績率が高い場合はその差分を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。ただし、対象先の件数が乏しく、算定した損失率の利用が合理的ではないと判断される場合は破綻懸念先に準じて貸倒引当金を計上しております。また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後1年間の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行の貸出金等への影響が大きい宿泊業等の特定業種に属する債務者について、今後予想される業績悪化の影響を勘案し債務者区分を引下げた場合の影響を加味して算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,560百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 収益の計上方法

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる当事業年度における損益計算書への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち市場価格のある株式の評価について、決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額による時価法から、決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の算定における債務者区分の判定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

貸出金 572,650百万円及び貸倒引当金5,152百万円

計算書類において、貸出金は総資産の約半分を占める主要な資産であり、貸出金の信用リスクにかかる債務者区分の判定は当行の財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、貸倒引当金の算定における債務者区分の判定は会計上重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当行の債務者区分の判定については、「重要な会計方針」の「6 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づいて実施しており、具体的には以下の債務者区分に分類しております。

正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権(三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)である債務者
破綻懸念先	現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻先	破産、特別清算、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

② 主要な仮定

貸倒引当金の算出の基礎となる資産査定における債務者区分を決定するに当たり、各債務者に係る財務情報、将来見込情報、融資契約条件、取引履歴、その他の定性情報等の情報に基づき、これらを総合的に勘案した判断を行っておりますが、これらのうち、特に将来の業績改善を見込んだ経営改善計画や今後の経営改善計画の策定見込みなどの債務者に係る将来見込については、一定の仮定を置いて判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において経済環境や貸出先の状況が想定より変化した場合には、翌事業年度の損失額が増減する可能性があります。

2. 貸倒引当金の算定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

貸倒引当金 5,152百万円

計算書類において、貸出金は総資産の約半分を占める主要な資産であり、貸出金の信用リスクにかかる貸倒引当金の計上は当行の財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、貸倒引当金の見積りは会計上重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当行の貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針」の「6 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおりです。

② 主要な仮定

・新型コロナウイルス感染症に関する主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動への影響は前事業年度末より今後1年程度続くものと仮定しておりましたが、3回目のワクチン接種が開始される中においても、感染再拡大が発生している動きなどを踏まえ、当事業年度末においてはさらに数年程度続くものとの仮定に変更し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると判断しております。

・必要な修正に関する主要な仮定

正常先及び要注意先に係る予想損失率の算定においては、過去に有していた債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。但し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行の貸出金等への影響が大きい宿泊業などの特定業種に属する債務者については、上記の「新型コロナウイルス感染症に関する主要な仮定」に基づき、今後業績悪化の影響が予測されると仮定して債務者区分を下げた場合の影響を加味して貸倒引当金を算定しており、当事業年度末において貸倒引当金261百万円を追加計上しております。

要管理先の貸倒引当金の算定については、対象先の件数が乏しく、統計的に有意な予想損失率の算定が困難であることから、破綻懸念先に準じた貸倒引当金を計上することが現時点においては最善の見積りであるとの仮定を置いております。

破綻懸念先に係る予想損失率の算定においては、過去の貸倒実績率の推移状況等を踏まえた結果、より高い直近の貸倒実績率との差分を加えて算定することが最善の見積りであるとの仮定を置いております。

③ 翌事業年度の計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

3. 繰延税金資産の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産 313百万円

当期の計算書類における繰延税金資産の変動額が大きいことから、繰延税金資産の計上に係る会計上の見積りは会計上重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当期の繰延税金資産は、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づき、将来課税所得や将来減算一時差異の無税化スケジュールを見積り、その回収可能性を検討しております。

② 主要な仮定

・将来課税所得に関する主要な仮定

将来課税所得の前提となる収益計画における将来見通しを主要な仮定としております。これには、主に貸出金平均残高及び貸出金利回り、有価証券平均残高及び有価証券利回り、役員取引等収益拡大や営業経費削減のための施策の進捗が含まれ、足元の実績に将来実施する施策を加味して設定しております。

・将来減算一時差異の無税化スケジュールに関する主要な仮定

将来減算一時差異のうち重要な割合を占める個別貸倒引当金に係る将来減算一時差異の無税化率を主要な仮定としており、過年度の無税化実績を基礎として算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において当行を取り巻く内外環境が当初の想定より変化した場合には、翌事業年度の繰延税金資産は増減する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 984百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、未収収益、「その他の資産」中の仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,746百万円
危険債権額	8,077百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	105百万円
合計額	11,929百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、466百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 35,073百万円

貸出金 5,904百万円

担保に対応する債務

借入金 34,400百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券219百万円、現金預け金212百万円及び内国為替差入担保金12,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金敷金211百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、45,507百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが38,839百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,115百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,732百万円
 8. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,815百万円
 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は40,964百万円であります。
 10. 関係会社に対する金銭債権総額 2,974百万円
 11. 関係会社に対する金銭債務総額 732百万円
 12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 22百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 55百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 13百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 4百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 284百万円 |
| その他の取引高の総額 | |
| 代位弁済額 | 1百万円 |

2. 減損損失は30百万円であります。

減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業キャッシュ・フローの低下により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ2カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	事業用資産2カ所	土地・建物	30

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省2002年7月3日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との間の取引

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員 の 近親者	阿 部 典 生 (注)1	—	—	会社役員	—	—	資金の 貸付	融資取引 (注)4	11	貸出金	231
								利息の 受取	3	未収収益	—
役員 の 近親者	阿 部 洋 孝 (注)1	—	—	公務員	—	—	資金の 貸付	融資取引 (注)4	18	貸出金	18
								利息の 受取	0	未収収益	—
役員 の 近親者	箭 内 達 哉 (注)2	—	—	会社員	—	—	資金の 貸付	融資取引 (注)4	△1	貸出金	26
								利息の 受取	0	未収収益	—
役員 の 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	野 田 鉄 工 有 限 会 社 (注)3	福島県 福島市	6	鉄鋼業	—	—	資金の 貸付	融資取引 (注)4	0	貸出金	80
								利息の 受取	0	未収収益	—

- (注) 1 当行の常務取締役佐藤明則の近親者であります。
 2 当行の監査役箭内貴志の近親者であります。
 3 当行の常務取締役佐藤明則の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。
 4 取引条件及び取引条件の決定方針等
 融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。
 5 記載金額のうち、取引金額は純額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株 式 数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	24	0	—	25	(注)

- (注) 普通株式の自己株式の増加は、次のとおりであります。
 単元未満株式の買取請求による増加 0千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	6,773	6,812	39
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	6,773	6,812	39
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	2,900	2,895	△4
	社債	39,012	38,652	△360
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	41,913	41,547	△365
合 計		48,687	48,360	△326

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年3月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	747
関連法人等株式	—
合 計	747

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	株式	172	124	48
	債券	5,718	5,693	25
	国債	4,308	4,289	18
	地方債	—	—	—
	社債	1,410	1,403	6
	その他	31,534	31,199	335
	外国証券	1,204	1,199	5
	投資信託	30,330	30,000	330
	小 計	37,426	37,017	409
	貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	株式	744	841
債券		30,047	30,825	△777
国債		18,439	19,086	△646
地方債		4,013	4,074	△60
社債		7,594	7,664	△69
その他		35,664	38,099	△2,434
外国証券		1,084	1,099	△14
投資信託		34,580	37,000	△2,420
小 計		66,457	69,766	△3,308
合 計		103,884	106,783	△2,898

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	364
組合出資金	2,360
合 計	2,724

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1	—	—
債券	1,003	1	—
国債	1,003	1	—
その他	799	0	△0
外国証券	799	0	△0
合 計	1,804	2	△0

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあたっては、原則として事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,009	—

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	1,216百万円
貸倒引当金	6,069百万円
退職給付引当金	445百万円
減価償却費	108百万円
有価証券評価損	1,143百万円
その他	541百万円
繰延税金資産小計	9,524百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△1,161百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,047百万円
評価性引当額小計	△9,209百万円
繰延税金資産合計	315百万円
繰延税金負債	
その他	1百万円
繰延税金負債合計	1百万円
繰延税金資産の純額	313百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	80	—	217	918	1,216
評価性引当額	—	—	△25	—	△217	△918	△1,161
繰延税金資産	—	—	54	—	—	—	54

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	908円72銭
1株当たりの当期純利益金額	29円53銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

株式会社ふくぎんリース&クレジット

株式会社東北バンキングシステムズ

福活ファンド投資事業有限責任組合

なお、株式会社ふくぎんリースと株式会社福島カードサービスは、2021年4月1日付で合併（存続会社：株式会社福島カードサービス）し、商号を株式会社ふくぎんリース&クレジットに変更しました。これにより、当行の連結子会社は4社から3社に減少しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等 3社

主要な会社名

株式会社トラストワン

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。なお、持分法非適用の関連法人等の3社は、福活ファンド投資事業有限責任組合の投資先であります。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 2社

- ② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえ連結しております。また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の計算書類により連結しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正として、直近の貸倒実績率が高い場合はその差分を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。ただし、対象先の件数が乏しく、算定した損失率の利用が合理的でないと判断される場合は破綻懸念先に準じて貸倒引当金を計上しております。

また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後1年間の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行の貸出金等への影響が大きい宿泊業等の特定業種に属する債務者について、今後予想される業績悪化の影響を勘案し債務者区分を引下げた場合の影響を加味して算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,560百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当連結会計年度末において必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

(12) 収益の計上方法

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、クレジットカードの年会費について、年会費の納入時に一時点で収益を計上する方法から、一定の期間に均等に配分して収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度における連結損益計算書及び1株当たり情報への影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高は18百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち市場価格のある株式の評価について、連結決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額による時価法から、連結決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の算定における債務者区分の判定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

貸出金 569,815百万円及び貸倒引当金5,311百万円

連結計算書類において、貸出金は総資産の約半分を占める主要な資産であり、貸出金の信用リスクにかかる債務者区分の判定は当行グループの財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、貸倒引当金の算定における債務者区分の判定は会計上重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当行グループの債務者区分の判定については、「会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上

基準」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づいて実施しており、具体的には以下の債務者区分に分類しております。

正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者
破綻懸念先	現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻先	破産、特別清算、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

② 主要な仮定

貸倒引当金の算出の基礎となる資産査定における債務者区分を決定するに当たり、各債務者に係る財務情報、将来見込情報、融資契約条件、取引履歴、その他の定性情報等の情報に基づき、これらを総合的に勘案した判断を行っておりますが、これらのうち、特に将来の業績改善を見込んだ経営改善計画や今後の経営改善計画の策定見込みなどの債務者に係る将来見込については、一定の仮定を置いて判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において経済環境や債務者の状況が想定より変化した場合には、翌連結会計年度の損失額が増減する可能性があります。

2. 貸倒引当金の算定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 5,311百万円

連結計算書類において、貸出金は総資産の約半分を占める主要な資産であり、貸出金の信用リスクにかかる貸倒引当金の計上は当行グループの財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、貸倒引当金の見積りは会計上重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当行グループの貸倒引当金の算定方法は、「会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりです。

② 主要な仮定

・新型コロナウイルス感染症に関する主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動への影響は前連結会計年度末より今後1年程度続くものと仮定しておりましたが、3回目のワクチン接種が開始される中においても、感染再拡大が発生している動きなどを踏まえ、当連結会計年度末においてはさらに数年程度続くものとの仮定に変更し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると判断しております。

・必要な修正に関する主要な仮定

正常先及び要注意先に係る予想損失率の算定においては、過去に有していた債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。但し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行の貸出金等への影響が大きい宿泊業などの特定業種に属する債務者については、上記の「新型コロナウイルス感染症に関する主要な仮定」に基づき、今後業績悪化の影響が予測されると仮定して債務者区分を引下げた場合の影響を加味して貸倒引当金を算定しており、当連結会計年度末において貸倒引当金261百万円を追加計上しております。

要管理先の貸倒引当金の算定については、対象先の件数が乏しく、統計的に有意な予想損失率の算定が困難であることから、破綻懸念先に準じた貸倒引当金を計上することが現時点においては最善の見積りであるとの仮定を置いております。

破綻懸念先に係る予想損失率の算定においては、過去の貸倒実績率の推移状況等を踏まえた結果、より高い直近の貸倒実績率との差分を加えて算定することが最善の見積りであるとの仮定を置いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

3. 繰延税金資産の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 334百万円

当期の連結計算書類における繰延税金資産の変動額が大きいことから、繰延税金資産の計上に係る会計上の見積りは会計上重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当行グループの繰延税金資産は、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づき、将来課税所得や将来減算一時差異の無税化スケジュールを見積り、その回収可能性を検討しております。

② 主要な仮定

・ 将来課税所得に関する主要な仮定

将来課税所得の前提となる収益計画における将来見通しを主要な仮定としております。これには、主に貸出金平均残高及び貸出金利回り、有価証券平均残高及び有価証券利回り、役員取引等収益拡大や営業経費削減のための施策の進捗が含まれ、足元の実績に将来実施する施策を加味して設定しております。

・ 将来減算一時差異の無税化スケジュールに関する主要な仮定

将来減算一時差異のうち重要な割合を占める個別貸倒引当金に係る将来減算一時差異の無税化率を主要な仮定としており、過年度の無税化実績を基礎として算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において当行グループを取り巻く内外環境が当初の想定より変化した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産は増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）108百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,907百万円
危険債権額	8,078百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	105百万円
合計額	12,091百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、466百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	35,073百万円
貸出金	5,904百万円
担保に対応する債務	
借入金	34,400百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券219百万円、現金預け金212百万円及びその他資産12,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金敷金212百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、48,199百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが41,531百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,115百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,839百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,815百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は40,964百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他業務費用」には、国債等債券償却30百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却16百万円、株式等償却40百万円を含んでおります。
3. 減損損失は30百万円であります。

減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業キャッシュ・フローの低下により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ2カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	事業用資産2カ所	土地・建物	30

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省2002年7月3日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	28,000	—	—	28,000	
自己株式					
普通株式	24	0	—	25	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加 0千株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2022年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案
しております。

①配当金の総額 139百万円

②1株当たり配当額 5円00銭

③基準日 2022年3月31日

④効力発生日 2022年6月22日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを提供しております。当行グループの主たる業務である銀行業務について、当行では、福島県内を中心とした預金による調達を行っております。調達した資金は、福島県内の企業や個人、地方公共団体向けへの貸出金を中心として運用しております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるマイナスの影響を抑制するように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下、「ALM」という。）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として福島県内の企業及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

そのほか、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、売買目的及びその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行グループの信用状況の変化や市場環境の大きな変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出先について信用情報に基づき内部格付を行い、与信限度額を設定し、個別案件ごとの与信審査によって、保証や担保の設定を検討しているほか、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査部を中心として行われ、必要に応じて経営陣を含めた審査委員会での審議や取締役会に対する報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動による影響を管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会では総合企画部が月次ベースで把握した有価証券及び預金・貸出金等の金利リスクについて報告し、当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。また、取締役会に対しても定期的に報告しております。

ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、投資運用ルールに従い、事前審査、投資額の限度のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。ALM委員会では総合企画部が月次ベースで把握した当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。

iii) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスクに関する定量的分析を行っており、市場リスクの内部管理にVaRを利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（観測期間1年、信頼区間99%）を採用しております。算定に使用している保有期間は商品区分により異なり、「貸出金」及び「預金」は120日、また、「有価証券」のうち、満期保有目的の債券、政策投資株式は120日、売買目的有価証券は10日、その他有価証券は60日にて算定しております。

当期の連結決算日における当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,145百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって算定した場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	1,009	1,009	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	48,687	48,360	△326
其他有価証券	103,923	103,923	—
(3) 貸出金	569,815		
貸倒引当金（*1）	△5,263		
	564,552	567,041	2,489
資産計	718,172	720,335	2,162
(1) 預金	774,779	774,812	33
(2) 譲渡性預金	500	500	—
(3) 借入金	35,592	35,589	△2
負債計	810,871	810,902	31
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3)	(3)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(3)	(3)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	554
組合出資金（*3）	2,122

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について40百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	81,081	—	—	—	—	—
有価証券(*1)						
満期保有目的の債券	6,490	19,845	13,722	3,471	713	4,543
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,750	2,636	6,314	1,771	8,272	17,693
貸出金(*2)	131,761	93,186	74,574	58,339	63,440	133,821
合計	221,084	115,668	94,610	63,581	72,426	156,058

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない14,691百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	745,910	23,035	5,832	—	—	—
譲渡性預金	500	—	—	—	—	—
借入金	34,496	887	209	—	—	—
合計	780,906	23,922	6,041	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,009	—	1,009
有価証券				
その他有価証券（*1）	22,450	16,533	28	39,013
国債	21,732	1,015	—	22,747
地方債	—	4,013	—	4,013
社債	—	11,304	28	11,332
株式	718	200	—	918
資産計	22,450	17,543	28	40,022
デリバティブ取引（*2）				
通貨関連	—	(3)	—	(3)
デリバティブ取引計	—	(3)	—	(3)

（*1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は64,910百万円であります。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	2,895	4,770	40,693	48,360
国債	2,895	—	—	2,895
社債	—	4,770	40,693	45,464
貸出金	—	307,306	259,735	567,041
資産計	2,895	312,077	300,429	615,402
預金	—	774,812	—	774,812
譲渡性預金	—	500	—	500
借入金	—	35,589	—	35,589
負債計	—	810,902	—	810,902

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。観測できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、OIS、倒産確率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観測できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく影響額に重要性がある場合は価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2022年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	現在価値技法	倒産確率	18.04%	18.04%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2022年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*1)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	35	—	△6	—	—	—	28	—

(*1) 連結株主資本等変動計算書のその他有価証券評価差額金の「株主資本以外の項目の当期変動額（純額）」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	6,773	6,812	39
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	6,773	6,812	39
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	2,900	2,895	△4
	社債	39,012	38,652	△360
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	41,913	41,547	△365
合 計		48,687	48,360	△326

3. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	173	124	48
	債券	5,718	5,693	25
	国債	4,308	4,289	18
	地方債	—	—	—
	社債	1,410	1,403	6
	その他	31,534	31,199	335
	外国証券	1,204	1,199	5
	投資信託	30,330	30,000	330
	小 計	37,427	37,017	409
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	744	841	△96
	債券	30,086	30,870	△783
	国債	18,439	19,086	△646
	地方債	4,013	4,074	△60
	社債	7,633	7,709	△76
	その他	35,664	38,099	△2,434
	外国証券	1,084	1,099	△14
	投資信託	34,580	37,000	△2,420
小 計	66,495	69,811	△3,315	
合 計		103,923	106,828	△2,905

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1	—	—
債券	1,003	1	—
国債	1,003	1	—
その他	799	0	△0
投資信託	799	0	△0
合 計	1,804	2	△0

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあたっては、原則として当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,009	—

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	
役務取引等収益	2,132	0	0	2,133
うち為替業務	421	—	—	421
うち保険窓販業務	391	—	—	391
うち投信窓販業務	623	—	—	623
うちその他	696	0	0	697
その他経常収益	105	13	93	213
顧客との契約から生じる経常収益	2,237	14	94	2,346
上記以外の経常収益	8,482	2,313	36	10,832
外部顧客に対する経常収益	10,720	2,327	130	13,179

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 なお、「上記以外の経常収益」は、主に資金運用収益であり、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 973円11銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 29円56銭